

GPIF役員の任命基準について

前回の議論

○ 前回の審議では、大きく分けて以下のような議論があった。

●経営委員の構成について

- ✓ 様々な専門分野をもった方がバランスよく配置される必要がある。
- ✓ 各分野の専門性を有する方の概ねの配分を定めておく必要がある。

●各役員の基準について

- ✓ あまり細かく規定すると候補者が見つからなくなるのではないか。
- ✓ 理事長、経営委員、監査委員である経営委員のそれぞれに求められる役割が異なるため、基準においてそれぞれ書き分けて定める必要がある。
- ✓ ガバナンス強化の趣旨や経営委員会の役割に鑑みると、法人の経営に携わっていた経験を有する者が入ることが望ましい。
- ✓ 経営委員は、高い専門性を持つ方に就いてもらうべき。
- ✓ 監査委員は、法律知識を持つ人にも就いてもらう必要がある。

●その他

- ✓ 国民の代表として、国民が信頼して年金積立金の管理運用を任せることができる方である必要がある。
- ✓ 経営委員会が、国民に向けて、積極的に情報発信していくことが必要である。

経営委員と監査委員との対比

	経営委員（監査委員を除く）	監査委員である経営委員
役割	①基本ポートフォリオなど、法人の重要な方針を決定（業務方法書の変更、中期計画の作成又は変更等） ②経営委員会が定めた方針に従って、執行部の業務執行が行われているかを監督	左記に加え ①業務監査、監査報告の作成、厚生労働大臣に提出する書類の調査 ②日常的な運用業務の実施状況の監視
人数	9 人（監査委員を含む）	3 人以上
常勤・非常勤の定め	右記を除き法律において規定なし	1 人以上は常勤
任命	厚生労働大臣による任命。 社会保障審議会の議論を踏まえて作成する任命基準に基づき、経済、金融、資産運用、経営管理その他の G P I F の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者を、任命。 ※被保険者の代表者、事業主の代表者各 1 名を、関係団体の推薦に基づき任命。	左記に加え、ほかの経営委員と区別して、任命。
任期	5 年間	5 年間（5 年を経過する日を含む事業年度の直前の事業年度の財務諸表の承認日まで）
義務・責任	G P I F の役員として、 ・受託者責任（慎重な専門家の注意義務、忠実義務）や各種義務（守秘義務、禁止行為等）を負い、 ・これらの義務に違反し、法人に損害が生じた場合には賠償責任を負う。 ・罰則の適用については、公務員とみなす。	左記に加え、 ・不正行為等があった場合の経営委員会、厚生労働大臣等への報告義務がある。 ・法人と代表権を有する役員（理事長、運用担当理事）との利益が相反する事項について、監査委員会が選定する監査委員が法人を代表する。

各委員会及び役員の役割と必要となる学識経験等

経営委員会

- ①基本ポートフォリオなど、法人の重要な方針を決定
- ②経営委員会が定めた方針に従って、執行部の業務執行が行われるように監督

上記の役割が適切に実行できるために

経済、金融、資産運用、経営管理その他管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験（以下「学識経験等」という。）を有し、当該専門分野で相応の実績を上げている者をそれぞれの専門分野のバランスに配慮し、経営委員として任命する必要がある。

監査委員会

- ①業務監査、監査報告の作成、厚生労働大臣に提出する書類の調査
- ②日常的な運用業務の実施状況の監視

上記の役割が適切に実行できるために経営委員の要件に加え

資産運用の実務経験を有する者又は経営管理の実務経験を有する者を任命する必要がある。また、常勤の監査委員については、管理運用業務の日常的な執行の監視を適切に行うため、資産運用に関する実務経験を有する者（リスク管理に関する知見を有する者が望ましい。）を1名以上、任命する必要がある。

理事長

- ①経営委員会の一員として意思決定に参加
- ②GPIFを代表し、経営委員会が定めた方針に従って、業務を総理

上記の役割が適切に実行できるために

学識経験等を有し、かつ、法人の経営に携わっていた経験又はこれに準ずる経験を有する者を理事長として任命する必要がある。

運用担当理事

年金積立金の管理運用業務を経営委員会が定めた方針に従って、理事長を補佐し、執行

上記の役割が適切に実行できるために

資産運用の実務経験及び管理運用業務に関する一般に認められている専門的な知見及び慎重な判断を行うことができる者を、運用担当理事として承認する必要がある。

GPIF役員の任命及び承認に関する基準に盛り込むべき事項について①

○ 経営委員会の構成

- ① 厚生労働大臣は、それぞれの専門分野のバランスに配慮しつつ、経済、金融、資産運用、経営管理その他管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験（以下「学識経験等」という。）を有する者を委員として任命する。
- ② 経営委員会の構成は概ね以下のとおりとする。
 - i. 経済、金融その他管理運用法人の業務（資産運用及び経営管理を除く）に関する学識経験又は実務経験を有する者 3人以上5人以内
 - ii. 資産運用の学識経験又は実務経験を有する者 2人以上3人以内
 - iii. 経営管理の学識経験又は実務経験を有する者（弁護士、公認会計士、企業における実務経験者等）2人以上3人以内

（※1）被保険者の利益を代表する者及び事業主の利益を代表する者各1名を含む。これらの者についても、管理運用法人の基本方針の決定や、執行部への監督を適切に行うため、学識経験等を有する者を委員として任命する。

（※2）管理運用法人の重要な方針を決定する役割に鑑み、法人の経営に携わっていた経験又はこれに準ずる経験を有している者が含まれるよう配慮する。
- ③ 経営委員会の委員長及び委員の任命に当たっては、経営委員会による決定及び執行部の職務の執行が監査委員会による監査対象となることを踏まえ、監査委員である委員とそれ以外の委員とを区別して任命する。

GPIF役員の任命及び承認に関する基準に盛り込むべき事項について②

○ 各役員の基準

(1) 経営委員会の委員長又は委員(監査委員を除く)

厚生労働大臣は、以下の基準に該当する者を経営委員会の委員長又は委員として任命する。

- ・学識経験等を有し、管理運用法人の業務に関連する分野で相応の実績を上げていること
- ・経営委員会の委員長又は委員としてふさわしい人格及び識見を有すること
- ・職務を遂行するに当たり健康上又は業務上の支障がないこと

(2) 監査委員

厚生労働大臣は、(1)に掲げる基準に加え、管理運用法人の業務特性を踏まえ、資産運用の実務経験を有する者又は経営管理の実務経験を有する者を監査委員として任命する。

また、常勤の監査委員のうち少なくとも1名は、管理運用業務の日常的な執行の監視を適切に行うために必要な資産運用に関する実務経験を有する者(※)とする。

(※)資産運用に係るリスク管理に関する必要な知見を有する者が望ましい。

(3) 理事長

厚生労働大臣は、以下の基準に該当する者を理事長として任命する。

- ・学識経験等を有し、かつ、法人の経営に携わっていた経験又はこれに準ずる経験を有していること
- ・理事長としてふさわしい人格及び識見を有すること
- ・職務を遂行するに当たり健康上又は業務上の支障がないこと

(4) 管理運用業務担当理事

厚生労働大臣は、以下の基準に該当する者を管理運用業務担当理事として承認する。

- ・管理運用業務の執行を行うために必要な資産運用の実務経験を有していること
- ・管理運用業務担当理事としてふさわしい人格及び識見を有すること
- ・職務を遂行するに当たり健康上又は業務上の支障がないこと

GPIF役員の任命及び承認に関する基準に盛り込むべき事項について③

○ 欠格事由

以下のいずれかに該当する者は、管理運用法人の役員としない。

- ・ 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- ・ 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業を行う者（以下「金融事業者」という。）であって管理運用法人と取引上密接な利害関係を有する者又はその役員
- ・ 金融事業者の団体の役員

○ その他

役員の任命に当たり、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大について」を考慮するものとする。

<参考>

経営委員会の役割

- ①基本ポートフォリオなど、法人の重要な方針を決定
- ②経営委員会が定めた方針に従って、執行部の業務執行が行われるよう監督

経営委員会の構成

経営委員 9 名 + 理事長

経営委員の任命

厚生労働大臣が、社会保障審議会の議論を踏まえて作成する任命基準に基づき、経済、金融、資産運用、経営管理その他の G P I F の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者を、任命。

- ※ 1 被保険者の代表者、事業主の代表者各 1 名を、関係団体の推薦に基づき任命
- ※ 2 監査委員である経営委員は、ほかの経営委員と区別して任命

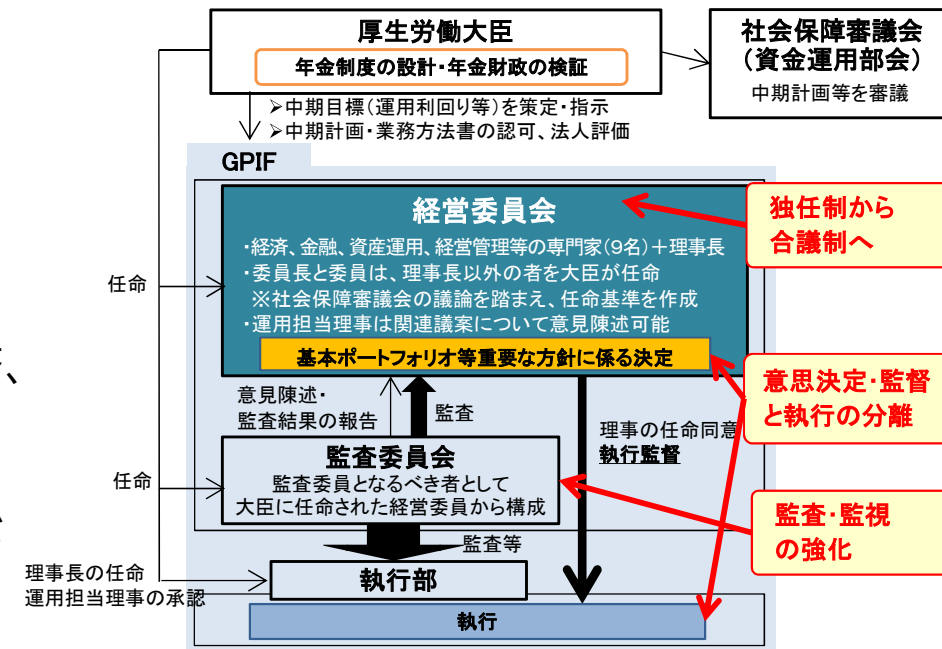
経営委員の任期

5 年間

- ※ 経営委員が一斉に交代することがないよう、3 つに分けた任期を設定

経営委員の義務・責任

- 経営委員は、G P I F の役員として、
- ・ 受託者責任（慎重な専門家の注意義務、忠実義務）や各種義務（守秘義務、禁止行為等）を負い、
- ・ これらの義務に違反し、法人に損害が生じた場合には賠償責任を負う。



監査委員について

第1回資金運用
部会提出資料

監査委員会の役割

- ①業務監査、監査報告の作成、厚生労働大臣に提出する書類の調査
- ②日常的な運用業務の実施状況の監視

監査委員会の構成

監査委員 3 名以上

※ 監査委員は、経営委員を兼ねる

監査委員の任命

厚生労働大臣による任命。

社会保障審議会の議論を踏まえて作成する任命基準に基づき、経済、金融、資産運用、経営管理その他のGPIFの業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、ほかの経営委員と区別して、任命。

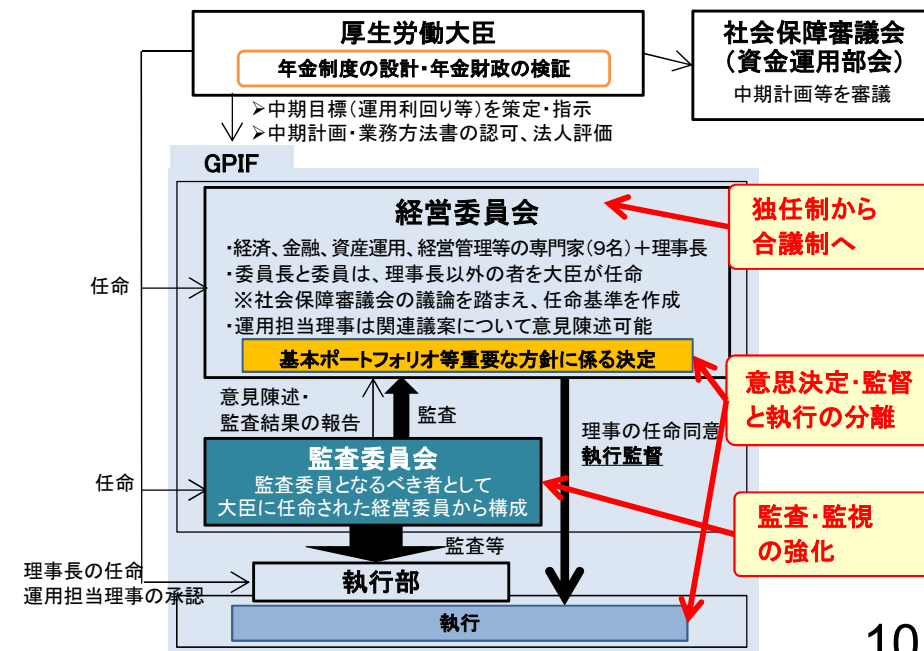
監査委員の任期

5 年間

- ※ 当該年度の財務諸表の承認日まで
- ※ 最初に任命される監査委員は、2 年半～4 年半で厚生労働大臣が定める

監査委員の 義務・責任

監査委員は、GPIFの役員として、経営委員と同様の義務・責任を負うほか、不正行為等があった場合の経営委員会、厚生労働大臣等への報告義務がある。



欠格事由

- 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者等を除く）
- 金融事業者であってG P I Fと取引上密接な利害関係を有するもの又はその役員
- 金融事業者の団体の役員

義務・責任

- 受託者責任（慎重な専門家の注意義務、忠実義務）
- 秘密保持義務
- 報告義務（著しい損害がある場合の監査委員への報告義務）
- 禁止行為（自己や第三者の利益を図る目的で、契約を締結させてはならない等）
- 損害賠償責任
- みなし公務員（罰則の適用）

＜常勤のみ＞

- 兼職禁止（営利団体の役員や営利事業の従事の禁止。任命権者の承認があれば可）
- 再就職規制（あっせん、求職活動、退職後の働きかけへの規制）

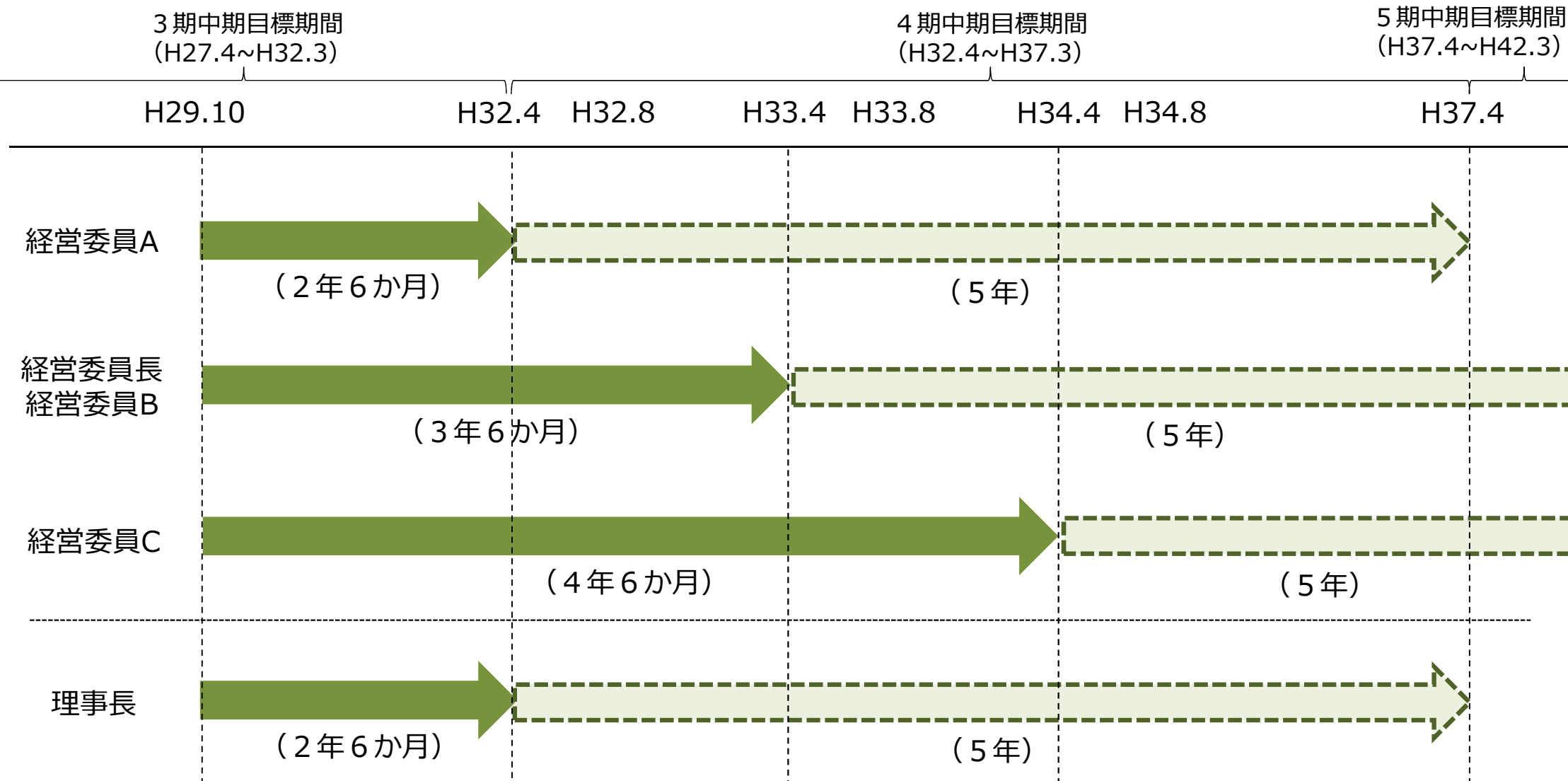
＜監査委員のみ＞

- 報告義務（不正行為等があった場合の経営委員会、厚生労働大臣等への報告義務）

経営委員の任期について（イメージ）

第1回資金運用
部会提出資料

年金積立金の運用を継続的に行うために、法律により、経営委員及び理事長の任期は、経営委員の任期を3つにわけて設定するとともに、経営委員長と理事長の任期がずれるように規定している。



※監査委員を兼ねる経営委員の任期は、その年度分の財務諸表の承認時（8、9月）まで。

経営委員と運用委員との対比

第1回資金運用
部会提出資料

	経営委員	運用委員
委員会の役割	①基本ポートフォリオなど、法人の重要な方針を決定 ②経営委員会が定めた方針に従って、執行部の業務執行が行われているかを監督	①基本ポートフォリオを含む中期計画の変更などを審議（決定は理事長） ②運用状況等を監視 ※月1回程度の開催
委員会の構成	経営委員9人+理事長	運用委員11人以内（現行は7人）
委員の任命	厚生労働大臣による任命。 <u>社会保障審議会の議論を踏まえて作成する任命基準に基づき、経済、金融、資産運用、経営管理その他のGPIFの業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者を、任命。</u> ※被保険者、事業主の利益を代表する者各1名を、 <u>関係団体の推薦に基づき任命</u> ※<u>監査委員である経営委員は、ほかの経営委員と区別して任命</u>	厚生労働大臣が、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、任命 ※<u>労使団体の推薦者を各1名（法令の規定なし）</u>
委員の任期	<u>5年間</u>	<u>2年間</u>
委員の義務・責任	<u>GPIFの役員として、</u> ・<u>受託者責任（慎重な専門家の注意義務、忠実義務）や各種義務（守秘義務、禁止行為等）を負い、</u> ・<u>これらの義務に違反し、法人に損害が生じた場合には賠償責任を負う。</u> ※運用委員会と同様に行動規範等を定めるかは、経営委員会で議論。	<u>一般的な注意義務や守秘義務を負う</u> ※自主的に定めた行動規範等あり

● GPIF 改革に係る議論の整理(平成28年2月8日社会保障審議会年金部会)別添(抄)

1. 合議制による意思決定の導入(経営委員会(仮称)の設置)

② 経営委員会の構成・任命等

- 経営委員の任命は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の年金積立金の管理及び運用に必要な学識経験又は実務経験を有する者のうちから厚生労働大臣が定める基準(各分野から何人程度選定するか、役職ごとに求められる条件等)により行う

3. 厚生労働大臣の権限・役割

○ 運用についての最終責任は厚生労働大臣(具体的な役割・権限は以下のとおり)

- 経営委員長、経営委員、執行部の長等の任免・認可

※ 社会保障審議会に会議体を新設し、重要事項を審議

〔審議事項: 中期目標、中期計画(基本ポートフォリオ、予算等)、
業務方法書、法人評価、役員の任命基準等〕

● また、年金部会の議論では、例えば、経営委員等の役員について、

- ・ 経営委員について「幅広いバックグラウンドを持たれたメンバーが経営に入るべき」
- ・ 「経済、金融、運用、経営管理等について、適切な専門性を有する方である必要がある」
- ・ 「利益相反は極めて重要である」

等の意見があった。

○日本郵政グループ取締役候補者指名基準

（目的）

第1条 本基準は、指名委員会で取締役候補者を指名する際の基準を定める。

（取締役候補者の規模・構成）

第2条 指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。

2 取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その過半数は、独立性を有する社外取締役候補者により構成する。

（欠格事由）

第3条 指名委員会は、以下の条件に該当する者を取締役候補者として指名してはならない。

- （1）会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当する者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- （3）反社会的勢力との関係が認められる者

（社内取締役候補者指名基準）

第4条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社内取締役候補者として指名する。

- （1）当会社の業務に関し専門知識を有すること
- （2）経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- （3）指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- （4）取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- （5）社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

（社外取締役候補者指名基準）

第5条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社外取締役候補者として指名する。

- （1）経営、経理・財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げていること
- （2）取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- （3）社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

（改廃）

第6条 本基準の改廃は指名委員会の決議による。

<参考> 役員の任命基準に関連する国会での質疑

第1回資金運用
部会提出資料

<12月2日 参議院本会議>

○塩崎厚生労働大臣

今回の改正案では、積立金運用への国民の信頼を更に高めることなどを目的として、合議制を導入し重要方針は合議制の経営委員会が決定すること、また、意思決定や監督と執行を分離をし、執行部の責任と権限を明確化することなどの改革を盛り込んでいます。

経営委員の任命基準は、法案成立後に社会保障審議会の意見を聴いた上で定めることとしていますが、経済、金融、資産運用、経営管理その他のG P I Fの業務に関連する分野に関するしっかりとした学識経験又は実務経験を有する方を選任することが重要ではないかと考えております。

<12月6日 参議院厚生労働委員会>

○塩崎厚生労働大臣

厚労大臣が勝手に決めるというのではいけないのであって、やはりそこにはきちっとした哲学、なければいけないと思っております。経営委員会が監督をする要の役割を担っていくわけでありますので、この具体的な任命基準は、社会保障審議会の中に、やはり意見をお聞きをする、そういう機会をつくって、場もつくって、法案成立後定めていきたいと、任命の基準というものを。そして、透明性を確保するということで、今申し上げたように、社会保障審議会で御意見を頂戴するということをまずやりたいと思っております。

しかし、法律にも、言ってみればフィット・アンド・プロパー・ルールといいますが、市場の運用の環境がこれから更に高度化、複雑化をする中で、重要な方針を適切に決定をして執行部をきちんと監督できるためには、やっぱり経営委員というのは、金融、経済、資産運用、経営管理、その他G P I Fの業務に関する分野にしっかりとした学識経験又は実務経験、これが必要だろうというふうに思いますので、そういう方々が選任されることが重要ではないかというふうに思っているところでございます。

平成28年12月13日
参議院厚生労働委員会

第1回資金運用
部会提出資料

国民の高齢期の生活の安心を確保することは、社会の安定を確保するためにも不可欠な課題であることに鑑み、政府は、本法の施行に当たり、公的年金制度の目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

一～六 （略）

七、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）のガバナンスの強化については、年金保険料の拠出者であり積立金の受益者である被保険者の立場を代表する者の経営委員会における定数及びその配分について検討を続けること。また、労使の代表を含む経営委員会委員については、運用の専門性はもとより、拠出者である労使の意向や利害を真に代表し得る委員が透明かつ公正な手法によって選出されるよう、適正な決定を行うこと。

八 （略）

＜参考＞年金積立金管理運用独立行政法人法（抜粋 1）

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年六月十一日法律第百五号）

（最終改正：平成二八年一二月二六日法律第一一四号）

第四章 役員及び職員

（役員）

第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長並びに委員長及び委員八人以内を置く。

2 管理運用法人に、役員として、管理運用業務を担当する理事（以下「管理運用業務担当理事」という。）一人を置く。

3 管理運用法人に、管理運用業務担当理事のほか、役員として、理事一人を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第七条 理事長は、管理運用法人を代表し、通則法第十九条第一項の規定にかかわらず、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。

3 管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

4 理事（管理運用業務担当理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

5 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第一項第一号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とする経営委員会の会議に出席し、その所掌する事務に関し意見を述べることができる。

＜参考＞年金積立金管理運用独立行政法人法（抜粋２）

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年六月十一日法律第百五号）

（最終改正：平成二八年一二月二六日法律第一一四号）

（役員の任命）

- 第七条の二 理事長は、通則法第二十条第一項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 2 委員長及び委員は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、前項に規定する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 管理運用法人の役員の任命に関する通則法第二十条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第七条の二第一項又は第二項」と、「監事」とあるのは「委員長若しくは委員」とする。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定により委員長及び委員を任命するに当たっては、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の利益を代表する者並びに事業主の利益を代表する者各一名を、関係団体の推薦に基づき任命するものとする。
- 5 第二項の規定による委員の任命は、監査委員である委員とそれ以外の委員とを区別してしなければならない。
- 6 委員長及び委員は、理事長若しくは理事又は職員と兼ねることができない。
- 7 管理運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、理事長が任命する。
- 8 理事（管理運用業務担当理事を除く。）は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得て、理事長が任命する。
- 9 管理運用法人の役員（理事に限る。）の任命に関する通則法第二十条第五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第七条の二第七項又は第八項」とする。

＜参考＞ 年金積立金管理運用独立行政法人法（抜粋３）

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年六月十一日法律第百五号）

（最終改正：平成二八年一二月二六日法律第一一四号）

（役員の欠格条項の特例）

第九条 管理運用法人の役員（委員長及び委員に限る。）の欠格に関する通則法第二十二条の規定の適用については、同条 中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」とする。

2 通則法第二十二条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）であって管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）